

第十七回 参議院大蔵委員会 會議録第六号

昭和二十八年十一月七日(土曜日)午前十一時十七分開会

出席者は左の通り。

委員長 大矢半次郎君

理事 西川甚五郎君
小林 政夫君
菊川 孝夫君
森下 政一君

委員

青柳 秀夫君
岡崎 眞一君
木内 四郎君
藤野 繁雄君
松岡 平市君
山本 米治君
土田國太郎君
前田 久吉君
野溝 勝君
松永 義雄君
堀木 鎌三君
平林 太一君

政府委員

大蔵省主 渡辺喜久造君
税局長

事務局側

常任委員 木村常次郎君
会専門員 小田 正義君
会専門員

説明員

農林省農林 久宗 高君
経済局農林 久宗 高君
保険課長 新沢 寧君
食糧庁総 務部長

通商産業省 記内 角一君
企業局長

本日の會議に付した事件

○農業共済再保險特別會計の歳入不足を補てんするための財源措置等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○昭和二十八年年度における特別損害復旧特別會計の交付金の支払財源に充てるための資金運用部からする借入金に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○租税特別措置法の一部を改正する法律案(小林政夫君外十七名発議)(第十六回国会継続)

○租税、金融制度及び専売事業等に関する調査の件
(報告書に関する件)
(酒造米に関する件)

○継続審査要求の件
○継続調査要求の件

○委員長(大矢半次郎君) これより第六回の大蔵委員会を開会いたします。農業共済再保險特別會計の歳入不足を補てんするための財源措置等に関する法律案を議題といたしまして、質疑を願います。

○小林政夫君 前回の際にもいろいろ御質問したのですが、その結果支払補填金の不足が生じた場合に、資金運用部資金等によつて補填をする、融資等によつて補填をするというところであるが、資金運用部資金には余裕がない。結局農林中央金庫からの融資に待たなければならぬ。こういうような状態に

なつておると思うのです。ところが農林中央金庫の資金に依存するにしても、農業資金その他かなり通常の正当融資以外に、災害に伴う資金のしわが農林中金にかなり寄つてきておる。一応資料によつて見ると、三月末まではどうか行けるのじやないかという気がいたしますが、それから先は非常に困難なように思う。最後に改めて、農林中央金庫の資金繰りを中心として、今の本件に關係した不足金の補填方法について、確信ある説明をお願いしたい。

○説明員(久宗高君) 前回お尋ねの際に申し上げました通り、資金運用部等からの融資ということになつておるわけでありまして、只今お話がございまして、たように、現実には預金部關係が非常に困難であるというところで支払いに事欠いてはなりませんので、具体的に農林中金その他の金融機關からの融資を裏打ちいたしました支払いをいたさなければならぬと思つてございまして、この点は特別會計としてし得る補填金を払うのでなく、補填金の仮渡しといつたような若干変則な形をとらざるを得ないと思つておりますが、只今の財源問題につきましては、勿論農業資金でございまして、その他の災害に伴います關係もございまして、仮に中金という問題を考えました場合でも、資金繰りを確定的に申上げかねると思ひます。ただ時期として考えました場合に、年度末まで、つまり三月末までの状態を考えますと、必ずしも困

難ではないと考えられるわけでございます。従ひまして農林省といたしましては、そのような形をとりました場合のそれらの機關、つまり中金なり市銀なり連合会におきまして、こういう若干変則な形をとりまして、それぞの負担において行つたことが困難でございますので、そのような場合の利子補給の問題を災害予備費の中から考へるということでも準備をいたしておるわけでございます。なおその際に仮に資金繰りが自己資金ではどうしても困難だといつたような事情が、他の經費との関連で具体的にできた場合におきましては、恐らく何らかの、例えば国庫余裕金の指定預金といったような問題も出て来るを得ないのではないかと、いふうに考へておるわけでございます。

○委員長(大矢半次郎君) 他に御発言もないようであります。質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないものと認めます。
それではこれより討論に入ります。御意見のあるかたは賛否を明らかにしてお述べを願います。
○小林政夫君 私は本案に賛成をいたします。但し、質疑応答の際に私の意向は明らかにしておきました。政府は当初百三十億の補填を要するということを確信を以て提案しておきながら、三党協定の線で冷害対策のほうに金が要するというところで四十五億を割いて八十五億にした。従つてこの法案審議に際しては、政府の認定によつても、今年度内に少くとも八十五億を補填したのみによつては、四十五億は不足するのだということが疑えるわけでありまして、その資金繰りについて資金運用部資金等によつて賄うということであるが、資金運用部資金は殆んどその補填は不可能だ。で他の金融機關によつて賄わざるを得ない、結局系統融資を迫つて行けば農林中金、こういうことになつて行くのであります。事務當局からいろいろ説明はいたしたわけですが、責任を以て円滑な保険金支払のできるように、言明の通りやられるという条件として賛成をいたします。
○森下政一君 私は本案に反対します。ということとは、当初政府が予算説明を我々に配付しておるのであります。が、それによつても一般會計からこの會計へ繰入れるの算出の根拠を示しまして、億というものの算出の根拠を示しまして、更に支払再保險の見込額はまだ不確定であるが、最低見込額によるといふことを明示しておるのであります。そうしてその最低見込額が明示されて、百三十億の追加は絶対必要だといふことを謳つておるにもかかわらず、三党協定によつて直ちに四十五億を削減するといふことは、誠に一時的な方便によつたものであつて、信念のないものだといふことをいわざるを得ないの補です。いわずに蔵相はこれに對する補

もないようでありますので、討論は終局したものと認めて御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための財源措置等に関する法律案を衆議院送付案通り可決することに賛成のかたの挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大矢半次郎君) 多数であります。よつて、本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本会議における委員長の口頭報告の内容は、本院規則第百四條によつて委員会における質疑応答、討論、表決の要旨を報告することとして、あらかじめ御承認を願うことに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。それでは本院規則第七十二條によつて、委員長が議院に提出する報告書に多数意見者の御署名を願います。

多数意見者署名

堀木 謙三 西川 甚五郎
松岡 平市 木内 四郎
藤野 繁雄 平林 太一
前田 久吉 岡崎 眞一
小林 政夫 青柳 秀夫
山本 米治

○委員長(大矢半次郎君) 次に昭和二十八年年度における特別被害復旧特別会計の交付金の支払財源に充てるための資金運用部からする借入金に関する法

律案を議題といたして質疑を願います。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(大矢半次郎君) 別に御発言もないようであります。質疑を終了したものと認めて御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のあるかたは賛否を明らかにしてお述べを願います。

別に御発言もないようであります。討論は終局したものと認めて御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。昭和二十八年年度における特別被害復旧特別会計の交付金の支払財源に充てるための資金運用部からする借入金に関する法律案を、原案通り可決することに賛成のかたの挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大矢半次郎君) 全会一致であります。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、諸般の手続は前例により委員長に御一任願いたいと存じます。それから多数意見者の御署名を願います。

多数意見者署名

前田 久吉 森下 政一
小林 政夫 平林 太一
山本 米治 岡崎 眞一
西川 甚五郎 青柳 秀夫
木内 四郎 松岡 平市
松永 義雄 藤野 繁雄

菊川 孝夫

○委員長(大矢半次郎君) 次に租税特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。御質疑を願います。

○小林政夫君 昨日参考人を招致して、出席を求めているいろいろな意見を聞いたわけでありまして、主税局長及び企業局長にお話を願つて、いすれにしても政令等の準備も要するわけでありまして、その取運び方についてもう一度よく事務当局の見解というのか、決意というのか質したいと思つていますが……

○委員長(大矢半次郎君) 承知いたしました。さよう取計いたします。

昨日日本法案に關しまして、参考人を招いていろいろ意見を聴取いたしました。したが、その中におきまして毛織關係及び絹關係のかたには、さして異議がなかつたようでありまして、ただ化繊關係のかたにおきまして或る程度反対意向があつたのであります。従つて、こういう情勢を勘案いたしまして大蔵當局、通産當局におきまして本法案或いは政令案等を相当御協議いたしまして、次の適當な機会までにはつきりした御意見をきめられまして登壇いたして頂きたいと思つていますが、如何ですか。

○小林政夫君 今委員長から話のあつた少し異議があつたというの、念のため申し上げておきますが、一人の化繊協會の理事長でしか会長でなく、これはあつてフェーバーの制度そのものについて相当何か疑念を持つておられた、たゞ、私は本会議において発言するために途中で中座したのですけれども、その趣旨はとも我々としてはこの制度を置いておくとしての問題

としては、少し如何かと思う、更に質易業者或いは問屋というやうなものについてフェーバーの問題が主であつて、いやしくもメーカーに対してフェーバーを与えるという場合、加工段階において、その製造分担量においてフェーバーを分け合うということについては異存はなかつたのであります。○政府委員(渡辺喜久造君) 昨日私ちよつと他に用件がございまして、参考人のかたの意見を直接聞く機会を得ませんでしたので非常に相済みませんでしたが、私のほうの係も出席しておりましたし、委員長の今御発言の御趣旨によりまして、いすれ我々のほうでよく検討してみたい、かゝうに思つております。まあすでに何回も申し上げておきますので、改めて繰返すことはいりませんが、加工の問題だけで全体が済む問題かどうかといつたやうないろ／＼な関連する問題もございまして、そうした場合に、一体どの程度のところまで限界が引けるだろうかといつたやうな問題など、問題の所在につきましては何回かここで御説明申し上げたわけでありまして、そういう点につきまして通産當局のほうとよく検討し申し上げることをいたしたいと、かゝうに考えております。

○説明員(肥内角一君) 只今主税局長からお話のありました通りであります。まして、私も主税局長とよく協議いたしました。極めて、極めて近いうちにはつきりした意見を取りまとめたといつておる次第であります。

○青柳秀夫君 国の行政が二省或いは数省に跨る場合は、これは当然あることなのでありますけれども、とかくそ

ういふ場合には両省間の話合が比較的はつきりしないで行く場合が多いように見受けられます。この問題につきましても問題は國家のためにいい措置をとればいいわけではございまして、無理をお願いするわけではありませんが、どうにか一つ両省で慎重御協議を願ひまして、二つの省に分れておるからお互いに譲り合うというのか、余り力を入れないうちでやつて行こうというやうなお考えでなしに、一つ相当強い要望でございまして、結果の出來すやうに至急御処置を願ひたくお願いを申し上げます。

○小林政夫君 私は特に通産側に望んでおきますが、昨日出席された人、特に中小企業の方々に多い織物屋さん、それから絹織物、毛織物を問はず、いすれも積極的な賛成です。それから染色整理というものは、毛、絹、絹、まあ毛、綿、絹に限りませんが、全部の毛を含んだ染色整理という業界は全部賛成しております。やうなことでございまして、輸出の振興という見地から、もう少し今までの以上に積極的になつたほうが出て、この大蔵當局が受身なんですから、一つその意味で推進をして頂きたい。それで委員長に希望を申し上げますが、いすれにしても今の段階においては、これは継続審査にせざるを得ないのであります。その休会中……十八日ですか。

○委員長(大矢半次郎君) 十九日。

○小林政夫君 十九日に本案の審査をやりますから、それまでに両省ではつきり話をつけて、その政令案を準備をしてもいい。できるかできないかそれを念を押しておきます。いつまでもこれをこの委員会ですつちやう委

ということも考えられるのでございしますが、もう少し事情をよく伺いしますと同時に、一体又減すべきものかどうか、或いは減すとしてもどの程度減すべきものかといったような程度見られるが、我々は勿論防衛費に手をつければ案外予算措置は楽なんでございますけれども、今の政府から見るとなか／＼窮屈にかかわらず、さようなことを勝手に農林大臣保利君は言われ

ておるのですが、そういうことに對して渡辺さんの見解では大蔵當局に話がないという今の御意見なんです、具体的に数字のそれについて食糧局の食糧庁の総務部長はその間の事情について知つてゐる範圍のことをお答え願ひたい。

○説明員(新沢重吉) 酒米の問題についてお答え申し上げますが、実は二十九米穀年度の需給計画の精密なもの、最終的なものは、まだできておりません。従ひまして、最終的な意味において主税局或いは国税庁と酒米の問題を幾ら減すかという数字的な御相談はまだできておりません。ただ先般先月の末に本年産米の不作に基きまして、食糧政策の方向をどちらへという方向に持つて行くかというこの概略の事項につきまして閣議の決定を願つたわけでありまして、その際に説明申し上げ、大臣には酒米のことも一つ御考慮に入れておいて頂きたいというようなことは、大臣に申し上げたわけでありまして、閣議の席上で大臣がどういふ表現でお話になつたのかわかりませんが、一応事務当局としては数字的な最終的なものはきめておりませんが、酒米の問題はどうぞ今後の問題として、御考慮に入れて頂かなければならなくなるでしようという意味合のことは、大臣に閣議決定いたす前に申上げてあるわけでありまして。

○野澤勝君 そうですねと災害国会とか、救災国会と言つて金を急いでおるので、国会の終幕を急いでおりますから、これは我慢をいたしますけれども、普通なら許しませんよ。これは新沢さんにしても、渡辺さんにしても、あなたたちは財政の問題についても、

食糧の問題についても、僕らより敏感に新聞を見ておられると思う。今日の保利君の言明がはつきりしておるのである。若しあなたがた二人が、特に事務当局のお二人が答えられておるうちに、そういう減石数字の問題には触れておらんというなら、今日農林省から最後の取極数字が発表されたのですから、ああしたことは私は心外だと思つた。保利君がさういふことを言うとしたら、これは許し難きものだと思つた。これは許し難きものだと思つた。これは許し難きものだと思つた。

更にこの点は御両氏においてもお話があつたように、例えば酒米と言つても、米を使つてゐる雑酒等の問題が相当ある、その雑酒の整理から始まつて行くのか、或いは酒米、特級のはうに使う米を加減するということなのか、或いはさうした場合において、密造酒が今言つたようにこれから殖えて来ることに對して、一体どういふような考案を持つておるか、密造酒をむしろ取締るやうにして処置するやうにするとか、或いは三、四十万石のほうはともかくとして、表の帳面からだけでも減石するといふのか、そういうやうなことになるか、さういふ具体的な何ら発表になつておらなくて、ただ三十万石乃至は四十万石減石しようと思つておるだけじゃ、折角この大蔵委員会におきまして先般決定いたしました酒税に對する本委員会のとつた態度が誤りを犯したことになる。そういう点で、この際一に私は事務当局であります渡辺さんと、それから新沢さんにいまして少しくどういふやうな企図といふのか、規面といふんですか、考えによつて折衝されておるか、又大蔵當局としては、場合によつては、この面を一つど

うしようとか、又はこれはこの分で行うておこうとかというやうなことに對して、或る程度の話が行われておるならば、この際私は露骨に話しても構はないと思つた。さういふこと、私も審議の上で非常に迷惑を感じます。又帰つてから、君たちの間で勝手な案を作つて、僕ら家に帰つてから、いやそれは知らなんだ、そんなことではちよつと恥かしい。衆議院議員や参議院議員は勤まりませんよ。君らは、僕らが帰つてしまつてから、ほんと方針を出されては迷惑だから、この際その経緯、或いは構想なりを話して下さい。○小林政夫君 それに關連して、私も全く同感なんです、三十万石を減らしても酒税の減収が起らない、こういう発表をしておる。さういふ点に重点を置いて、今の野澤さんの質問に答えて頂きたい。

○平林太一君 更に一緒に、序でに私からも申し上げておきますが、これは今両君からお話の通り、甚だ大蔵委員会としては遺憾の意を表せざるを得ない。そこでこの清酒と合成酒の混合による混合酒といふものは今禁止してある。これに對して、これと当然並行して來ると思ふ酒の問題については、いわゆる合成酒と清酒による混合酒、これらに對しては行くといふことが自然清酒を圧迫することによつて生じて來る、こういうやうな問題にもなると思ふ。定めしこういう問題にも今両君のお説によつて相当酒米に對する明年度の数字が具体的な数字になつておるのでありまして、こういうものに關連して何えれば伺いたいと思ひますから、それを總合して一つお答えを願ひたい。

○政府委員(渡辺喜久造君) 先ほども申しましたように、農林省のほうからの御意見といたしましては、米の需給關係からいたしまして、酒造米に對する米の割当を相当減らして欲しい、又減らすべきだといふ御意見のあることは伺つております。ただその場合におきまして密造の問題もございまして、それからまあ……○野澤勝君 雑酒を減らすといふのですか。このほうはどうやるのですか。○政府委員(渡辺喜久造君) 今の話といたしましては、先ず第一の問題といふところ、全体の枠をどう考えるか、全体の枠が大体一応の結論に達しましたことは、今の野澤委員のおつしやい、或る程度持つて行くのか、勿論雑酒に向いておられます米といふのは、絶対数量から言いますと、さう大きな数字ではございせんので、そのほうを減らしたらほかのほうは減らさなくとも済むとか、済まないとかいふ問題とは全然別問題で、むしろお考えといたしましては、雑酒のやうなものであれば先ず以て減らすべきじゃないかといふお氣持だと思ひますが、その雑酒に對する酒造米を減らすといふことによりまして、ほかのほうの酒造米がそれによつて減り方が少くなるとか、或いは助かるかといふたやうな問題には殆んど影響ないくらいに量的な關係にあると思ひます。併しそれはそれといふ考へるかといふ問題は、第二段の問題としては當然検討するべき問題だと思つておられますが、現在の話合ひの過程におきましては、先ず以て酒のための

米を絶対量としてどれくらいにするかといふ問題のほうで、先ず第一段の問題でございまして、現在といたしましては、その程度につきまして主として国税庁が直接農林省の食糧庁と話をしておられますが、その事務的な折衝を續けてゐるという過程にあるわけでありまして、それによりまして、結局酒の税金はまあ絶対的に減らなくて済むといふことになるのか、これは我々のほうといたしましては、例えば清酒で以て減石した分が合成酒に変わるとしますと、又そこにおのずから税率のほうの開きもございまして、数量が從來と同じなら清酒が減つて合成酒が殖えれば税収は減ることはおのずから出て來ると思ひます。ただどういふことになりまして、ビールなどは割合におあ今年予算で百九十万石ほど見ておりました、去年が百五十万石の実績だつたのですが、恐らく今年の実績としては二百万石ぐらゐは出るのじやなからうかといふやうな見通しもあるわけでございます。その代り焼酎とか合成酒とかさういふもので、どうも量が増えてはそんな關係といたしまして、差減りさうでございまして、今年としましてはそんな關係といたしまして、酒の税金の總体においては見替へは、我々としては現在まだその時期にあらうと言つてそのまゝにしてございしますが、傾向といたしましては、ビールなど割合に殖えておりました、合成酒、焼酎が当初予算に比べてさほどまだ伸び切つていない、酒のほうの需要は割合に活発である、これが現在の實情であります。従ひまして、明年度において酒造米が減りました場合に一体どういふ措置をとるのか、これはいろ

いろいろなことが考えられるわけでございまして、例えば御承知だと思ひますが、いわゆる三倍増額、これは清酒でやつておりますが、どの程度可能か、これはおのずから技術的に一つのリミットも私はあるのじやないかと思つております。現在はおのずから技術的に普通のアルコールを入れております普通の清酒が三分の二、三倍増額が三分の一という割合になつておりますが、これはまあ結局におきましては、大体両方混ぜて市販しておるようでございまして、三倍増額が余り殖えるともあ品質が落ちるのじやないだろうかという危惧される面もございまして、いや、もう少し技術的に改善を加えて行けば或る程度三倍増額を殖やしても、その品質を落さないでも済むのじやないだろうかという意見もあるわけでございまして、もう少しこの辺を検討して見なければならぬ。ただまあ酒造米の減が或る程度のところまで収め得る程度でございまして、その酒の税金も減らさないで済むと思ひますが、それが相当大幅になりまして、まあ合成酒とか焼酎がそれに代り得るとしまして、やはり酒の税金は減るかも知れない、減るのじやないだろうか、ただその場合にビールなどが表を使います関係からしまして、来年度その原料的に制約をしなくてもいいということになりましたときに、その分がどのくらい代替し得るか、こういう幾つかの点がフアクターとして考え得るわけでありますが、結局酒造米の減り方如何によりまして、或る程度のところまで、その酒の税金を減らさないで済みますが、それが非常に大幅になりますと、まあ税金が減らないで済むということになり得るかどう

か、我々のほうとしては自信がないというのが、実際の姿じやないかというふうな思つております。それから平林委員のお話にございまして、合成酒と清酒混合の問題でございまして、これはいろいろ、我々も検討しておりますが、なか／＼簡単な問題ではないというふうな思つております。税率も現在合成酒が相当清酒に比べて安くなつておる。混合すれば勿論これはまあ税率の差異がつくのはおかしいわけでもございまして、又酒屋のいろいろ事情もございまして、その簡単に混合を認めてもいいという結論は出にくいのじやないか、余ほどこれは慎重に考へて行くべき問題じやないか、かように考へております。

○野瀧勝君 主税局長にもう一点お伺いしておきたいのですが、まあ三倍増額の技術が非常に進歩したということを書かれておりますけれども、私はその簡単に、その原料を少くして幾ら三倍増額の技術が出て来たといへども、そんなに私は酒造の税金乃至は需要等の問題が解決されると思ひません。特に業界方面の意見を聞いてもなかなかその簡単に、行かんというのを言われておるのではありません。更に三倍増額の設備等々につきまして、その簡単にできるものではない、全国におけるところの業界といへどもまだ三倍増額をやつておるところは少い。そういう点から見ても、これから更に私は設備資金の関係いろいろの關係等がありまして、その簡単に、行かんと思つております。そこで、そういうふうになつて見ますと、結局先ず酒代を上げるか、酒代を表向き上げなければ結局酒税法違反というものが起る、酒税

法違反というものが起つて来ると、やはり水をうめて来る、度合というものをこまかすから、そういうふうになつて来ると、誰が迷惑をするかと言へば、これはやはり大衆が迷惑をする、そういう点でやはりこれはむしろ取締行政のみが中心となつて、生産行政とか積極的なそういう行政というものが陰に隠れて、消極的な行政というものが出て来るといふことになる。そうなるて来ると、まず／＼人心は悪化するということになり、更に中小企業の資金逼迫の際に、私はこういうことをすることは、余ほどこれはあらゆる角度から考へなければならぬと思つております。先ほど主税局長の渡辺さんのお話によりまして、密造業者等々の問題と混合させて考へなければならぬ、これは御尤もなんです。どうか私はこの際折角今の酒の税金を下げたことによりまして、大衆の購買力が出て、そこで税収の目的も達することができ、何不自由なくやつて来て成果の上つておるものを逆戻りさせなければならぬという政治は、私は反対なんです。すでに遠記録を御覧になつてもおわかりの通り、そういう声明をされておる、一千四百億以上の収入があるのです。予想以上に上つておるのです。それを結局今度は変えるということになりますという、その結果というものは、どつちも得ることができないということになるのでございまして、こういう点を十分大蔵当局においても御配慮願ひたいと思ひます。それから農林当局におきまして、大蔵当局との間に十分何といひますか検討されて、却つて密造酒を多く造らせないような方法を考へて頂きたいと思つております。

以上私の希望をつけたの意見でございまして、答弁の必要はありませう。次に、新沢さんにお伺いするのでございまして、私も大蔵委員会でございますが、農林関係の農林大臣とか或いは食糧庁長官等々に向う機会がないのでございまして、あなたからお伺いしておきたいと思ふ。一体今の食糧需給計画でございまして、一千二百六十四万石本年度は前年度に比較してそれだけの減でございまして、そうすると大体毎年度の保有米が三千六百万石、そうすると本年度の五千三百万石の収獲から引きますという、結局一千七百万石というものが今年度の収獲の一応販賣米の消費量、それに加えてに政府の持越米と外國の米麦ですね、雜穀は別にいたしまして、そうすると持越米は具体的に発表になつておらないのでございまして、今のところ持越米はどのくらいでありますか、それを一つこの際お伺いしておきたいと思ひます。

○説明員(新沢寧君) 需給計画についてのお問いでございまして、精細な十月末におきます持越米につきましては、只今数字的に実際に各倉庫に残つております数量は幾らであるかということにつきましては、数字を検討いたしております。近々数月中には正確な数字はまとまるということになつております。推計で申しますと、内地米外地米合せて八百八十万石ぐらゐ十月末に持越しておるわけでございまして、これは推計でございまして、○野瀧勝君 そうすると八百八十万石を合せましても、大体内地米はおよそ

どのくらいかわかりませんが、それがわからんことには需給計画は立たんわけですから……○説明員(新沢寧君) これも推計でございまして、約七百三十万石ぐらゐでございまして、○野瀧勝君 そうするとこの持越米というものは、大体多い時でも六百万石以上あることはめつたにないのでございまして、前米穀年度のうちに持越米がそんなにできたものでございまして、○説明員(新沢寧君) お答え申し上げますが、御承知の通り、昨年度は非常に豊作でございまして、政府の集荷も当初私どもが予期いたしておりましたに順調に参りました。それらの結果がこういう数字になつて表われたものと思ひます。最終的な集計を只今持つておりませんと申上げましたが、最終的な集計の結果も恐らくこれと大差ない数字が出るのではないかとこのように思つております。

○野瀧勝君 まあ私の調査とは違つたのでございまして、いずれもう一回私のほうでも調査してから折衝することにしたんですが、例えば新沢さんのお話の通りにこちらで受取りまして、大体五千三百万石から三千六百万石引いた残りが今申上げました通り二千万石足らずなんです、そうするとこれを加えてあなたのおつしやる通り八百八十萬石を加えて二千八百八十萬石、そうしてそれだけでは二合七勺の需給推算は全然問題にならん。そうすると今度は外國の米麦を前年度には大体三百万トンの予定を立ててやつて参つたのですが、本年はそういう計画は立たないのでございまして、そうすると、私の聞いておるところでは外

午後零時三十九分休憩
〔休憩後開会に至らなかつた〕

十一月六日本委員会に左の事件を付託された

一、農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための財源措置等に關する法律案（予備審査のための付託は十月三十一日）

一、昭和二十八年度における特別鉅害復旧特別会計の交付金の支払財源に充てるための資金運用部からする借入金に關する法律案（予備審査のための付託は十月三十一日）

This image shows a blank white page framed by a thick black border. There are no visible markings, text, or figures on the page itself.

〔休憩後開会に至らなかつた〕

十一月六日本委員会に左の事件を付託された

昭和二十八年十一月二十七日印刷

昭和二十八年十一月二十八日発行

参議院事務局

印刷者 大藏省印刷局